

高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導要項

令和4年3月8日 決裁

令和4年4月1日 施行

1 目的

本指導要項は、高校生の原動機付自転車及び自動二輪車（以下「自動二輪車等」という。）の交通安全に関する基本的な事項について定め、高校生の命を守り、充実した高校生活を通じて高校生の健全育成を目指すことを目的とする。

2 交通安全指導

- (1) 県教育委員会は、生徒が在学中のみならず生涯にわたり交通事故の当事者とならないよう、学校における交通安全指導の充実を図る。
- (2) 各学校では、本要項の目的等を踏まえ、生徒に対し、交通安全指導を実施する。

3 自動二輪車等の運転免許の取得、車両の購入及び運転

- (1) 自動二輪車等の運転免許の取得、車両の購入及び運転を希望する生徒は、学校に書面をもって届け出る。なお、当該生徒が18歳未満の場合は、保護者の署名を必須とする。
- (2) 学校は、生徒との面談等を通して、交通社会の一員となる自覚や高校生としての本分等について説明し、交通安全意識の向上を図る。なお、当該生徒が18歳未満の場合は、生徒及び保護者との面談を行う。
- (3) 自動二輪車等の運転免許取得等の具体的な手続については、別途定める。

4 自動二輪車等による通学

- (1) 次のいずれかの場合に限り、校長は、自動二輪車等による通学について許可することができる。

ア 通学に関し、利用しうる適当な交通機関がなく、かつ、遠距離のため自転車通学が困難である場合

イ その他特に校長が必要と認める場合

- (2) 通学用の自動二輪車等は、原則、原動機付自転車（排気量50cc以下）とする。
- (3) 通学に関する手続については、別途定める。

5 交通安全講習

- (1) 各学校は、運転免許取得等の手続に従って、運転免許取得者等を把握するとともに、県教育委員会等で主催する自動二輪車等の交通安全講習の受講を積極的に促す。
- (2) 交通安全講習の詳細は、別途定める。